

球磨村小規模災害復旧等事業 対象事業及び補助率一覧

事業区分	事業種目	事業内容	補助対象基準	補助率	対象工事
自然災害復旧関係					
農地	農地災害復旧事業	水田流入土砂の除去、畦畔、石積、表土などの復旧等	異常な天然現象により生じた災害により被災した農地で、補助災害復旧事業に該当しない工事費40万円以内の農地復旧 ※自力復旧については別途積算	請負:支払額の60%以内 直営:積算費用の60%以内	
農業用施設	農業用施設災害復旧事業	頭首工、用水路、排水路、農道の土砂除去及び復旧	異常な天然現象により生じた災害により被災した農業用施設で、補助災害復旧事業に該当しない工事費40万円以内の農業用施設復旧 ・パイプ等による仮復旧工事を行う場合を含む	請負:支払額の75%以内 直営:機械リース料の100% 資材代の100% 人件費の65%以内	・暫定法による災害復旧事業基準額未達の工事とする ・機械リース代には燃料代は含まない(運転手は人件費扱いとする) ・人件費は申請者(組織の場合はその組織に加入する者)以外の者のみを補助対象とする
住宅地	住宅地自然災害復旧事業	住宅地内の土砂の除去	異常な天然現象により生じた災害により住宅地内に流入した土砂の除去工事	請負:支払額の100%	
私道	私道等災害復旧事業	私道等の土砂除去及び復旧	異常な天然現象により生じた災害により私道等に堆積した土砂の除去及び被災箇所の復旧で補助対象事業費は100万円を上限	請負:支払額の50%以内 直営:機械リース料の100% 資材代の100% 人件費の65%以内 ※非住家(空き家を含む)の場合は、上記補助率に1/2を乗じた率以内	・機械リース代には燃料代は含まない(運転手は人件費扱いとする) ・人件費は申請者(組織の場合はその組織に加入する者)以外の者のみを補助対象とする
小規模急傾斜事業関係					
急傾斜地	小規模急傾斜地対策事業	急傾斜地崩壊危険箇所の復旧	災害の恐れがあり、個人が緊急に復旧を要する場合で、次のいずれかに該当する箇所 ・県営単独事業に採択されない箇所 ・球磨村地域防災計画書に記載されている急傾斜地崩壊危険箇所 ・避難路、避難施設を有する箇所 、傾斜度30°以上、がけ高5m以上、人家に倒壊などの被害を及ぼす恐れがある箇所 ・移転地がない箇所 ・家屋が1戸以上ある箇所 ※事業に必要な用地を無償提供できること ※その他村長が認めるもの	請負:支払額の50%以内	
小規模治山事業関係					
山間傾斜地	小規模治山対策事業	山間傾斜危険箇所の復旧	災害の恐れがあり、個人が緊急に復旧を擁する場合で、次のいずれかに該当する箇所 ・県単独治山事業(市町村営)等補助事業に採択されない箇所 ・球磨村地域防災計画書に記載されている危険箇所 ・危険箇所以外で公共施設、避難路、避難施設を有する箇所 ・ため池、用排水施設 ・背後地が山林(非保安林)で家屋が1戸以上ある箇所 ・溪流河川に隣接している箇所 ※事業に必要な用地を無償提供できること ※その他村長が認めるもの	請負:支払額の50%以内	

※人件費の基準額は、土木の労務単価を上限とする

※大規模災害復興法第2条第9号に指定された災害を起因とする申請の場合は90%以内(非常災害)